

令和2年6月3日策定

社会福祉法人  
葉山町社会福祉協議会  
会長 山本 牧人

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除等に伴う対処方針

新型コロナウイルス感染症に関して、4月7日に出された緊急事態宣言は、5月25日に解除されました。これを受け本会は、感染の拡大防止と葉山町の地域福祉活動の再開の両立を図るため、葉山町が示した方針等を踏まえ、葉山町に準じた次のとおり対処方針を策定し、6月3日から実施します。

### 1 ボランティア室等の貸出の再開

新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るため、休止していたボランティア室等の貸出については、本方針に定める感染防止対策（別紙）を講じたうえで、再開する。

なお、使用者を特定し、後に使用者の感染が確認された場合に備えて、使用者名簿を備えるなど、使用者の氏名・使用時刻・連絡先の把握に努める。

### 2 本会が主催・共催するイベント・事業等の実施

#### (1) 町民等が参加するイベント・事業等

本会が主催・共催する町民等が参加するイベント・事業等については、本方針に定める感染防止対策（別紙）を講じたうえで実施する。

#### (2) 会議・研修等

本会が主催する会議・研修等については、本方針に定める感染防止対策（別紙）を講じたうえで開催する。ただし、不要・不急の会議は、中止又は延期することはもとより、書面開催や電子会議への切り換えを検討するものとする。

### 3 地域の福祉活動・事業等の実施

町民等が主催する複数の人員が集う地域の福祉活動・事業等の参加者は、実施にあたり本方針に定める感染防止対策（別紙）を講じるよう努めなければならない。

また、行事等の後援名義承認申請の承認にあたっては、行事等の実施にあたり本方針に定める感染防止対策を講じることを条件とする。

### 4 その他

本方針に基づき、感染拡大防止対策が不十分であると判断される場合、ボランティア室等の使用の停止、イベント・事業等の中止や延期、主催者に慎重な対応を求めるものとする。

(別紙)

1 地域の福祉活動・事業等の実施にあたり主催者および参加者が講ずる感染防止対策

主催者および代表者は、次に定める感染防止対策を講ずるとともに、施設や自宅等における感染防止対策を参加者に周知できるよう、出入口、部屋の壁など参加者が見やすい場所に表示すること。また、次に定める具体的な感染防止対策の徹底が図られるよう、参加者に対し積極的に働きかけ、参加者も参加前に検温し、感染防止対策に協力するよう責任を持つとともに、実施にあたり次の感染防止対策を講ずること。

(1) 「密閉」「密集」「密接」の3つの密を避ける措置を講ずること。

① 「密閉」を避けること。

換気を行うこと。風の流れることができるよう、毎時、2回以上、2方向の窓を、1回、数分間程度、全開にするなどの換気に努めること。窓がない、1つしかない場合であっても、ドアを開けておく、扇風機や換気扇を併用するなどの工夫により換気に努めること。

② 「密集」「密接」を避けること。

ア ソーシャルディスタンス（2m以上の距離を確保—困難な場合であっても最低1m）が確保されるよう座席配置、利用設備、機材等の設置を工夫すること。

イ ボランティア室等を使用する場合は1テーブルにつき1人とするなど距離を保つこと。

ウ 滞在時間を定めるなど、活動時間をできる限り短くする工夫をすること。

エ 飲食、大きな声を出す場合やカラオケ、合唱などの活動は（出来る限り）行わないこと。

オ 囲碁、将棋、麻雀等の対面して行うものは、透明なスクリーン、フェイスガード等で覆うか、出来る限り相手との距離を保つこと

カ 入退場時の混雑を避けること。

(2) 保健衛生対策を講ずること。

ア 座席、テーブル、ドアノブ、手すり、機材などの消毒を行うこと。

イ 共用スペース、特にトイレの便座、ドアノブ等の消毒を行うこと。

ウ マスクの着用を徹底すること。

エ カラオケをする場合は、使用者ごとにマイクを消毒すること。

オ 碁石、将棋の駒、麻雀牌等は相手が変わるたびに消毒をすること。

カ 手洗いや手指消毒用の薬剤等を常備し、手洗いや手指衛生に努めること。

(3) 別に定める「感染予防対策チェックシート」および「健康チェック票」により、保健衛生チェックと参加者への健康チェックを実施し、その情報を保管すること。

(4) 本会ボランティア室等を使用する場合は、上記(3)を事務局に提出すること。

(5) 上記(1)から(4)までに定めるものの他、イベント・事業等の性質上、感染症防止に関し必要な対策を講ずること。